

全国書誌通信

No. 81

1992. 3. 19

国立国会図書館

(『印刷カード通信』の改題)

図書カウンターから

武井 淳

昨年10月図書部へ異動してから、図書カウンターがこれ迄にもまして気になるようになりました。本館に図書のカウンター、新館に雑誌・新聞のカウンターがありますが、職務がら図書カウンターのことです。

当館を利用したことのない方もおられるでしょうから、ここで少しその位置関係を説明する必要があるかと思います。本館ゲートを入った正面に図書カウンターがあります。右斜め手前には、J-BISCの端末があり、横と後ろは閲覧目録のカード箱などに囲まれています。普通の背丈の人の腰ほどの高さがあり、向かって右から請求票受付、貸付それに返却の三つのポイントに分かれています。カウンターの内側はというと作業台の卓子が置かれ、何人かの職員が作業台と作業台の間に入って貸付や返却の仕事にあたります。また一方では、残りの職員が図書の入ったトレイを搬送機のところまで取りに行ったり、あるいは戻したりしています。

職員は、作業台の上の図書に視線が行きますので、どうしてもやや俯き加減になります。カウンターの外側から見ますと、利用者と職員との目線の高さが違うと映るのは私だけでしょうか。混雑して利用者の行列ができてしますと、こうした傾向は益々強くなるのではないのでしょうか。そうなれば、言葉のやり取りも少なくなりますし、目線の合うことも少なくなります。案外こんなところに利用者を不愉快にさせる遠因があるのかもしれない。

1月6日は今年の閲覧初日でした。図書カウンターにでてみましたが、年の始まりということでやはり気分が違いました。開館と同時に30人ほどの利用者が本館ゲートから入館いたしました。3分後には今年初の請求票が差し出されましたし、11分後の9時41分には22台のJ-BISCの端末が利用者で埋まりました。普段の閲覧日となんにも変わらない光景でしたが、機械化は着実に根を下ろしていると感じた次第です。

J-BISCでも同じことがいえますが、データベースの利用が充実すれば、利用者はそれだけ多くの図書、雑誌等に接することができるようになります。そうなれば図書カウンターを通る資料の数も増えるのは確実です。

図書の出納冊数2,214冊。他の閲覧日に比べて特記することは何もなかったのですが、目線の高さの違いをあらためて考えさせられる閲覧初日でした。(たけい じゅん 図書部長)

目 次

当館における逐次刊行物整理の概要(その1).....	2
漢字等の字種採用の基準	11
「国立国会図書館蔵書目録 昭和61年～平成2年」刊行のお知らせ	14
1991年全国書誌・J/M統計	15

当館における逐次刊行物整理の概要(その1)

1 当館における逐次刊行物の取り扱い

出版科学研究所によると、平成3年中に創刊された新雑誌は170誌にも達したと言われている。しかし、当館が新規に受け入れる新聞・雑誌等の逐次刊行物は平成3年で170誌どころか月平均で実に370誌(含新聞)にもものぼる。そのため整理業務において、書店に並ぶ華やかな(?)雑誌の印象は薄く(もちろん整理している筈であるが)むしろ各省庁・地方自治体や会社の研究機関の報告書、研究紀要、シンポジウム講演録等の整理に日々追われている。当館所蔵のタイトル数は昭和56年度には38,341タイトルであったのが、平成2年度には73,471タイトルと、この10年でほぼ倍増している。しかも昭和61年以降(昭和60年度48,465タイトル、昭和61年度50,874タイトル)は、飛躍的に資料数が増大し、平成4年1月現在で80,510タイトルである。

これは自然増もさることながら、当館が逐次刊行物として扱う資料の範囲を拡大したことにも起因している。逐次刊行物という言葉はまだ一般的には耳慣れないかもしれないが、「Serials」または「Serial publications」の訳で、『国立国会図書館逐次刊行物目録規則 1982年版』によれば、その定義は「一の標題のもとに、巻次・年月次を追って継続刊行する意図があり、完結を予測できないものおよびこれに準ずるもの」とあり、これはISBD(S)(国際標準書誌記述—逐次刊行物編)、AACR2(英米目録規則 第2版)等とも共通する国際的見地である。当館が収集する資料のうち、昭和60年までは主として雑誌、新聞、通信など、刊行頻度が季刊かそれ以上に多いもの、および、それに準ずる年刊の紀要類を逐次刊行物として整理してきた。昭和61年からは従来の資料に加え、年鑑、年報、モノグラフシリーズが加わった。

ただし、「岩波文庫」のような出版者シリーズや、終期が予想される個別の調査事業の報告書等は「一の標題のもとに、巻次・年月次を追って…」の定義の対象となるが、範囲外としている。(詳しくは「印刷カード通信」No. 66参照。)

2 当館作成の国内逐次刊行物目録

国内逐次刊行物の検索ツールとしては以下のようなものがある。

(1) 『日本全国書誌—付録B 逐次刊行物の部』

月に一度、日本全国書誌の付録として刊行されるもの。新たに受入れられた国内発行の和逐次刊行物を掲載する。国内発行の洋逐次刊行物は半年毎に掲載。

(2) 『国立国会図書館所蔵国内逐次刊行物目録』

昭和44年より刊行していた『和雑誌目録』と昭和56年発行の『新聞目録』(昭和55年)を、昭和63年に統合し、『国立国会図書館所蔵国内逐次刊行物目録 昭和62年末現在』を刊行した。以後、二年に一度累積版を刊行し、半年毎に追録を刊行。現在平成2年1月—平成3年6月の追録まで刊行し、平成3年末現在の本編を編纂中である。和逐次刊行物と国内発行の洋逐次刊行物からなる。紀伊国屋書店で発売している。

(3) JAPAN/MARC(S)

昭和63年から磁気テープによる半年毎の累積版として作成、現在日本図書館協会を通じて丸

善、紀伊国屋書店で発売している。和逐次刊行物と国内発行の洋逐次刊行物を収録。

(4) CD-ROM

洋逐次刊行物とまとめて図書のJ-BISCに続くものとして、CD-ROM化を検討中。

- (5) 他に、オンラインで検索できるNDLデータベースC001（和逐次刊行物目録）、S001（洋逐次刊行物目録）があり、一部の支部図書館や公共図書館で利用している。日毎に更新しているので最新の情報が得られる。

3 適用目録規則と分類表

目録の作成にあたっては、現在は昭和57年に刊行された『国立国会図書館逐次刊行物目録規則』および昭和60年に出された「適用細則稿」（内部資料）、そして1か月に1回の担当係会議において決められた目録規則の統一解釈に従っている。また、分類表は『国立国会図書館分類表』を使用している。

4 『国立国会図書館逐次刊行物目録規則』と『日本目録規則 1987年版』との比較

『国立国会図書館逐次刊行物目録規則』（以下、「目録規則」と呼ぶ）は、

「広く国際的書誌基準との相関性に重点を置き、同時にコンピュータ処理を考慮して、ISBD(S)に則し」

とその序文にあるように、大枠の部分は全世界で共通して理解を得られる構造になっている。この点は『日本目録規則 1987年版』（以下、「NCR」と呼ぶ）とも全く同じ構造であるが、やはりISBD(S)に決められていない細かい部分は若干の相違がみられる。

ここでは「目録規則」と「NCR」の相違点をふまえつつ、業務上の「目録規則」の運用方法等について大雑把に紹介してみたい。

A. 記述の基盤

基盤というのは、連続して刊行される特定の逐次刊行物のうち、目録を作成する上の必要情報を確認するための基準となる号のことである。初号（創刊号）から終号（休刊、廃刊号）に至るまで標題も編者も出版者も刊行頻度も全く変更がなければ、初号を受入れた時点で目録を作成して終号を受入れたら目録を完結させて出来上がりなのだが、多くの逐次刊行物はその刊行の途中で書誌情報に変更が生じてしまう。変更が発生したら、目録は速やかに訂正を加えなければならない。この訂正方法に、基盤の置きどころが重大に関与してくるのである。すなわち、あくまでも初号を基盤にした場合には、一度目録に記入されてしまった初号の情報は訂正されることがなく、変更された情報はほとんど、注記というかたちで目録上に示されるのに対し、常に最新号を基盤とする場合には、目録上の各項目の内容は、変更があるごとに更新され、初号をはじめとする過去の情報はすべて注記へと移し換えられる。だから、基盤が違えば目録の構造すべてが違ってくることになる。

実をいうと、「目録規則」では、この基盤に関しては特に具体的な条項を設けて規定がされていない。しかし各事項の規定には、「変更があった場合は変更後の情報を記載する」と明示してある。つまり、「目録規則」においては、基盤となる号は最新号だということである。

「NCR」では、この基盤について、

「記述の基盤は、初号（タイトルの変更があった場合は、変更を行った最初の号）とする」
（N C R 14.0.2.2）

とはっきり明記してあり、「目録規則」とは根本的に異なっている。どちらがよいかはそれぞれに一長一短があると思うのでここでは何とも言えないが、「目録規則」に従った目録を作成するときや利用するときには是非とも知っておかねばならない最重要の事項であろう。

（例） 途中で出版者の変更があったもの

「目録規則」の場合

基本標題	東洋文化
編者	東京大学東洋文化研究所〔編〕
出版者	東京大学東洋文化研究所
注記	編者および出版者：1号～28号（Dec 1950）東洋学会

「N C R」の場合

本タイトル	東洋文化
責任表示	東洋学会〔編〕
出版者	東洋学会
注記	責任表示変更：東洋学会（1号－28号）→東京大学東洋文化研究所（29号－） 出版者変更：東洋学会（1号－28号）→東京大学東洋文化研究所（29号－）

B. 各書誌の事項について

【 標題と編者表示 】

(1) 基本標題

基本標題とは、簡単に言ってしまうれば雑誌の名前のことだが、人の名前と同じように、通常は一件の資料につきひとつの標題を有しているため、資料を同定、識別、検索する際のきわめて有効な事項である。しかし、様々な資料のなかには、標題自体を特定することが困難なものも少なくない。このような事例に対応するにあたって、もっとも必要なものは、やはり利用者としての観点であろう。つまり、「自分がこの資料を利用したい場合、資料名を何と呼称するか」ということであるが、この、ともすれば単なる直感といわれそうな判断要因を「目録規則」では体系的かつ実践的に成文化してある。成文化されている以上、当然のことながら目録としての整合性は確実に保たれるわけである。以下に特殊な事例への対応法を示す。

a) 表紙等に複数の基本標題とおぼしき名称が表示されている

「表紙の標題と標題紙の標題が異なるときは、背、奥付、目首、欄外等の情報源に、より多く表示されている標題を基本標題として転記する」（目録規則 I.1.1 基本標題の選択と転記）

これだけでは判断の要因として不十分なので、「適用細則稿」では、

「基本標題の情報源として、表紙と標題紙は同格である」

と定義したうえで、

「表紙または標題紙に2以上の標題が表示されているときは、表示の形、大きさまたは本文との関連性等を判断し、適切なものを基本標題とする」

と規定している。

「NCR」では次のような優先順位を設けて選択している。

「ア）本文が日本語の場合は、日本語のものを本タイトルとして記録し、外国語のタイトルは注記する。

イ）より顕著に表示されているものを本タイトルとして記録し、他のものは注記する」

(NCR 14.1.1.1C)

ほとんどの場合はどちらの規則でも同じ標題になるが、次のような場合だと標題がまったく違ったものになる。

(例) 表紙の上部に大きく「IMPEX」、そのすぐ右にやや小さく「GUIDE」、それらの上には小さく「トレードビジネスの情報誌」「月刊インペックス」とあり、「IMPEX」の活字にかぶせて「IMPORT & EXPORT」と表示されている。また、奥付には「インペックスガイド」と表示され、標題紙、目首は存在しない、本文が日本語のもの

「目録規則」の場合(表示の形、大きさから)

基本標題	Impex guide
関連標題情報	Import & export
他言語標題	インペックスガイド

「NCR」の場合(本文が日本語なので日本語のタイトルを優先する。「1.1.3並列タイトル」「1.1.4タイトル関連情報」「14.7.3.1タイトルと責任表示に関する注記」も参照のこと)

本タイトル	月刊インペックス
タイトル関連情報	Import & export
注記	別のタイトル：Impex guide (情報源は表紙) インペックスガイド (情報源は奥付)

ただし、「NCR」でも

「同一情報源に異なるタイトルの表示がある場合は、より顕著に表示されているものを本タイトルとして記録する」(NCR 14.1.1.1C別法)

という規定を用いれば「目録規則」と同じ本タイトルになる。

b) 標題の周辺に表示されている情報が多く、どこまでが基本標題かわからない

「標題に付随して表示されている情報を、基本標題の一部とするかどうかがまぎらわしいときは、他言語標題または他の情報源の標題を参照して判定する」(目録規則I.1.1.1 標題に付随して表示されている情報)

とある。

c) 「月刊」「週刊」などの刊行頻度を伴う

「標題に付随して刊行頻度を示す語が表示されているときは、その語を含めて基本標題として記載する。その語が標題に付随しているかどうか、まぎらわしいときは、他言

語標題または他の情報源の標題を参照して判定する」(目録規則 I.1.1.2 刊行頻度を示す語をともなう標題)

と規定されていて、さらに「適用細則稿」で

「(1) 刊行頻度を示す語が、標題と一体となって表示されているときは、当然、基本標題とする

(2) 刊行頻度を示す語が、標題に付随して表示されているか、単に刊行頻度を示す語にすぎないか、他の情報源を参照しても判定できないときは、刊行頻度を示す語を基本標題の一部としない」

としているが、実際のところは刊行頻度の変更が基本標題の変更へと波及し、改題せざるをえない可能性を懸念して、一見して明白な「適用細則稿」の(1)の場合(例として「週刊朝日」「年刊歌集」が挙げられている)以外は、刊行頻度は基本標題から除いている。

「NCR」では、「本タイトルとするものの範囲」(NCR14.1.1.1)の中で、刊行頻度をふくむタイトルを例示しているが、本タイトルに刊行頻度を示す語を含めるかどうかは、「適用細則稿」のような判断基準に頼らざるをえないだろう。

d) 回次・年月次を含む

講演会のプログラムや講演内容の抄録誌にはよくあることである。

「標題に、巻次・年月次に類する回次・年次等を含むときは、その回次・年次等を除いたものを基本標題とする」(目録規則 I.1.1.3)

としている。また、次に書かれている

「回次・年次等を除いたものが、基本標題として不適当なときは、そのままにして数字の代わりに「□」を記載する」

という規則を実際に運用する場合には、回次・年月次を含んだ文節をまるごと除いたものを基本標題として、もとの形で数字を□に置き換えたものを注記している。

(例) 表記 昭和60年度8月期生糸需給状況

基本標題 生糸需給状況

注記 記載せず

(例) 表記 平成2年度において土地に関して講じようとする基本的な施策

基本標題 土地に関して講じようとする基本的な施策

注記 基本標題：表紙等の表示 平成□□年度において土地に関して講じようとする基本的な施策

e) 一の資料の中に別の標題、巻次・年月次をもった資料を併載し、それが継続されるものこれを「目録規則」では「合刷誌」という。

「合刷誌の記述は、それぞれの逐次刊行物について行う」(目録規則 I.1.4 合刷誌)

(例) 表側に標題をもつ資料

基本標題 廃棄物学会誌

注記 「廃棄物学会論文誌」と合刷

内側に標題をもつ資料

基本標題 廃棄物学会論文誌

注記 「廃棄物学会誌」と合刷

「NCR」では合刷誌について

「逐次刊行物の基礎書誌単位（以下逐次刊行単位とする）は、逐次刊行レベルの書誌単位で、逐次刊行物の本タイトルから始まる一連の書誌的事項の集合である。

合綴刊行される逐次刊行物については、それを構成するそれぞれを逐次刊行単位とする」（NCR 14.9.0.2ア）

と規定されているだけで、注記の記録方法などは特に定められていない。

f) 表紙には「紀要」「研究報告」といった不完全な標題が表示されている

このような不完全な標題を「総称的標題」といい、「適用細則稿」には次のように規定されている。

「総称的標題に団体名が付随して表示されていないときは、たとえ、背、奥付、目首、欄外等の情報源に団体名を含むものがあったとしても、基本標題は、総称的標題とする」ここで注意したいのは、この規定が成立する以前に整理された総称的標題をもつ資料である。これらはすべて総称的標題の前に編者等の団体名を冠したものが基本標題として目録に記載されていることである。同一目録内に、記載方法が異なる情報が混在していることは問題ではあるが、現在のところ、訂正を行う方針は立てられていない。

(2) 他言語標題

「他言語標題とは、基本標題と異なる言語または文字で表示された標題である」（目録規則 I. 1.3 他言語標題）

ということであるが、

「他言語標題の情報源は、表紙または標題紙に限らない」（目録規則 I. 3.1 他言語標題の転記）

ので、場合によってはページの欄外から選択することもありうる。ただし、一文字でも基本標題と同一言語の文字が混った場合は関連標題情報として扱われる。

(例)	基本標題	DI ニュース
	関連標題情報	Drug information news
	他言語標題	記載せず

また、基本標題が外国語で他言語標題が日本語の場合には冊子体の目録に「～をみよ」参照を表示するためにデータベース内の「参照標題」という項目にも同じ内容を入力している。

「NCR」において、この他言語標題にもっとも近い概念を持っているのが「並列タイトル」である。これは規定の情報源に表示されているもので

「ア）本タイトルに対応する別言語および別の文字（またはその一方）のタイトルで、この言語および別の文字（またはその一方）の本文があるもの。

イ）本タイトルと別言語の原タイトル（翻訳書などの場合）で、別言語の原文はないが規定の情報源に表示されているもの。

ウ）相当する言語の本文はないが、規定の情報源において本タイトルと同等に表示されているもの」（目録規則 1.1.3.1 並列タイトルとするものの範囲）

といった「目録規則」よりも厳密な基準で選択している。

(例) 表紙の上部に大きく「グラフやまぐち」、そのすぐ下にかなり小さく「GRAPHIC MAGAZINE YAMAGUCHI」とあり、目首にも同様に表示されている。

奥付には「グラフやまぐち」とだけ表示され、本文が日本語で書かれているもの
「目録規則」の場合

基本標題 グラフやまぐち

他言語標題 Graphic magazine Yamaguchi

「NCR」の場合（14.1.1.1Cおよび14.7.3.1エを参照のこと）

本タイトル グラフやまぐち

並列タイトル 記録せず

注記 英語のタイトル：Graphic magazine Yamaguchi

(3) 関連標題情報

「関連標題情報とは、基本標題に付随して表示されている標題に関する書誌情報をいい、副標題または別標題である」（目録規則 I.4 関連標題情報）

が、実のところは、基本標題でも他言語標題でもない標題を関連標題情報としている。これは、「適用細則稿」において

「副標題は、基本標題の内容などを限定または説明するものであり、別標題は、基本標題とは別の形の標題である」

と定義されているような別標題であって、副標題と定義されるものはほとんど採用していない。

「NCR」では関連標題情報を「タイトル関連情報」と呼び、その範囲として

「タイトル関連の情報。本タイトルに対するもの以外に、並列タイトルや資料中の各著作の本タイトルに対するものもある。情報源における表示の位置は、本タイトルに続くものが多いが、本タイトルの上部や前方の位置に表示されていることもある。タイトル関連情報には副タイトルやタイトル先行事項などがある」（NCR 1.1.4.1 タイトル 関連情報とするものの範囲）

と定義している。

(例) 表紙の上部にやや小さく「国文学」やや大きく「解釈と鑑賞」と2段に分かれて表示されていて、背、奥付、目首には縦に「国文学 解釈と鑑賞」と同じ大きさで表示されているもの

「目録規則」の場合

基本標題 国文学解釈と鑑賞

関連標題情報 記載せず

「NCR」の場合

本タイトル 国文学

タイトル関連情報 解釈と鑑賞

(4) 編者表示

「編者表示とは、逐次刊行物の内容に対する責任をもつものの表示であり、編者、監修者等（以下「編者等」という。）の表示である」（目録規則 I.5.1 編者表示）

編者は、図書でいえば著者にあたる重要な書誌情報である。そのため、統一標目としての編者の形式を決定しなければならない。典拠形は和図書のデータに準じて記載している。

（具体的な例は本誌No.80「団体名著者標目の形式選択基準」を参照のこと。）

編者表示についても、単純に記載しづらい場合が多くある。

a) 編者表示がないとき

「著作の種類または性格を示す語の表示がなく、表紙、奥付等に表示された団体または個人の名称が編者等と判断されるとき、または出版者が同時に編者等を兼ねていると判断されるときは、編者等として記載し、〔 〕を用いて著作の種類または性格を示す語を補記する」（目録規則 I.5.1.1 著作の種類・性格を示す語）

というように、内容に対して責任をもつと判断されるものは、出版者からも、基本標題からも編者として採用することができる。実際の作業においても、このような事例はごく当たり前である。

「NCR」では

「記述対象資料がなく、他の情報源から得た責任表示は注記にする」（NCR 1.1.5.1B）という規則があるだけであり、おそらく出版者から編者を無理に採用することはないと考えられる。これは、「NCR」の標目に関する規定が

「必要ならば、出版等に関する事項に記録されている出版者は、著者標目とする」（NCR 23.1.0.3 標目とする出版者）

とあり、検索の際に生じる不都合を補っているためであろう。

(例) 編者表示がないもの

「目録規則」の場合

基本標題	情報管理
編者	日本学術情報センター〔編〕
出版者	日本学術情報センター

「NCR」の場合

本タイトル	情報管理
責任表示	記録せず
出版者	日本学術情報センター

b) 個人名の責任表示のとき

「主宰、主筆等内容に対して責任を有する個人名が、表紙または標題紙に明示されているときは、その個人名を編者表示に記載する。ただし、編集団体の単なる代表者にすぎないときは記載しない」（目録規則 I.5.1.7 個人編者）

という規則に従い、個人名に「主宰」「主筆」「著」といった「著作の種類または性格を示す語」が付されている場合に限って編者として採用している。採用しなかったときは、編者表示がないものとして上記の要領で処理をしている。

「NCR」における個人編者の扱いは

「個人編者は、原則として記録せず、これを注記する」（NCR 14.1.5.1A 個人編者）と、きわめて簡潔である。

(例) 個人名の責任表示

「目録規則」の場合 その1（著作の種類または性格を示す語あり）

基本標題	ゆすりか
編者	藤森里美編

「目録規則」の場合 その2（著作の種類または性格を示す語なし）

基本標題 Spiel
編者 記載せず
出版者 福島礼子

「N C R」の場合

本タイトル ゆすりか
責任表示 記録せず
注記 編者：藤森里美

c) 団体編者の内部組織が細かく表示されている

「编者表示のうち、次のものは記載しない。

- 1 団体名の冒頭に表示されている法人組織を示す語
- 2 団体名として、その内部組織まで表示されているときの「係」および単に編集実務のみを担当する「編集部」、 「編集委員会」などの名称」（目録規則 I.5.1.6 编者表示の記載の省略）

「課」までは記載するということだが、それ以外にも団体の性格によって「事務局」や「教室」といった内部組織も記載している。しかし、本当に複雑なのは「編集部」「編集委員会」の方で、省略できるかどうかの判断はかなり難しい。整理係内の話し合いでは一応、団体名と基本標題を重ねた編集委員会のみは省略することに統一された。

「N C R」には、

「団体編者が、たんに編集実務を担当するその団体の内部組織名まで含んだ形で表示されているときは、内部組織名を省略する」（N C R 14.1.5.2B）

「编者の冒頭に表示されている法人組織を示す語等は、識別上特に必要のない限り省略する」（NCR 14.1.5.2F）

という規定はあるが、内部組織としての「係」などの省略については規定されていない。

（以下次号につづく）

（収集部国内資料課）

漢字等の字種採用の基準

『日本全国書誌』やJAPAN/MARCに収録された書誌レコードでは、漢字モードで表記するデータ部分の文字符号系については、原則として「JIS C 6226-1978（情報交換用漢文字符号系）」*の漢字コード体系を使用しています。ただし、漢字の新旧字体や同じ意味で使用されている一部の俗字、別体字等の漢字については字体の統一のため置き換えを行います。また可能な限りJISコードの範囲内に収めますが、どうしてもその範囲に収まらない文字については、例外として追加文字を定め、外字を作成しています。

* 1978年に制定された「JIS C 6226-1978」は1983年と1990年に改訂され、現在は、「JIS X 0208-1990」となっている。JAPAN/MARCではこれらの改訂版は採用しておらず、ここで言うJISコードは「JIS C 6226-1978」のコードである。

以下に漢字等の字種採用の基準を示すこととします。

1. JISコードをもつ漢字は、原則として目録対象資料の主要な情報源に使用されている字体を使用するが、以下のものは別の字体に置き換える。（カッコ内はJISコード番号を示す。）

ア) 常用漢字表および人名漢字表に含まれる漢字については、旧字体を新字体の漢字に置き換える。

(例)

使用する文字		使用しない文字
亜(3021)	←	亞(5033)
医(3065)	←	醫(6E50)
円(315F)	←	圓(5424)
学(3358)	←	學(555C)
図(3F5E)	←	圖(5426) など

イ) 以下の俗字等の漢字は、辞書の見出し字に多く採用されている通用字形に置き換える。

	使用する文字		使用しない文字
俗字	館(345B)	←	館(345C)
	京(357E)	←	京(5037)
	恵(3743)	←	惠(582A)
	剣(3775)	←	劍(5179)
	準(3D60)	←	準(5245)
	専(406C)	←	專(5573)
	函(4821)	←	函(5162)
	富(4959)	←	富(495A)
	淵(4A25)	←	淵(5E3C)

	略(4E2C)	←	畧(6140)	
	涼(4E43)	←	涼(515A)	
	籠(4F36)	←	籠(6446)	
	桧(5B58)	←	檜(4930)	(俗字を使用)
別体字等	頸(375B)	←	頸(7074)	
	嘗(3E28)	←	嘗(6133)	
	鼠(414D)	←	鼠(736B)	
	壺(5464)	←	壺(445B)	(別体字を使用)
	蠅(4768)	←	蠅(6A24)	
	辺(4A55)	←	邊(6E35)	
	褒(4B2B)	←	褒(6A71)	
	翻(4B5D)	←	翻(664C)	

2. JISコードをもたない文字については、3.4の規定により以下のいずれかの処理を行う。

ア) JISコードをもつ文字に置き換える。

イ) 当該文字にカナ読みを施し、その読みを記録する。カナ読みは、当該文字に対して関連するJISコードをもつ文字が存在しない場合に行う。2字以上の文字の音節が重なり、別個の音節を形成する連声や、熟語訓のように1字だけカナ読みすると意味が不明瞭になる場合には、熟語単位でカナ読みを行う。

ウ) 追加文字コードを新たに指定するか、すでに指定されている追加文字コードを使用する。

3. JISコードをもたない漢字のうち、以下の場合にはJISコードをもつ漢字に置き換える。

ア) JISコードをもたない漢字とJISコードをもつ漢字とが、同一漢字であることが容易に判断できる範囲で微細に字形が異なる場合。

イ) JISコードをもたない漢字が、JISコードをもつ漢字の誤字や略字である場合。

ウ) JISコードをもたない漢字が、目録対象資料の主要情報源には表記されているが、本文中等の別の情報源には同じ意味で別のJISコードをもつ漢字が使用されている場合。

4. 上記3.以外の場合のJISコードをもたない漢字については、発生する箇所が本書名・アクセスポイント漢字データ部分である場合と、それ以外のデータ部分である場合とに分けて取り扱う。

4-1. 本書名・アクセスポイント漢字データ部分以外で発生するJISコードをもたない漢字については、原則として外字作成を行わず、JISコードをもつ漢字に置き換えるか、カナ読みを行う。カナ読みを行った箇所については、当該箇所を角がっこで囲む。追加文字コードをすでにもっている漢字についても、本書名・アクセスポイント漢字データ部分以外については、原則として追加文字コードは使用しない。ただし例外として、追加文字コードを使用する漢字と同一の漢字が同一レコード内に存在する場合は、追加文字コードで統一する。

4-2. 本書名・アクセスポイント漢字データ部分で発生するJISコードをもたない漢字につい

ては原則としてJISコードをもつ漢字に置き換えるか、追加文字コードを使用する。

4-2-1. JISコードをもつ漢字への置き換えは、当該漢字がJISコードをもつ漢字の異体字（本字、古字、別体字、俗字、誤字等）である場合に行う。

4-2-2. 以下の場合には、追加文字コードを使用する。

ア) JISコードをもつ通用字形と異体字との字形が著しく異なり、異体字への置き換えによって、同一人物であることが判別しがたくなるような人名の場合。

イ) すでに追加文字コードが指定されている場合。

4-2-3. 新たに追加文字コードを指定する条件は以下の通りである。

ア) 辞書に存在しない漢字は、原則として外字を作成しない。可能な限り、意味上・字形上関連する漢字に置き換える。

イ) 辞書に存在する漢字であっても、意味上・字形上関連する漢字はJISコードもしくは追加文字コードをもつ漢字に置き換える。意味上・字形上関連する漢字がJISコードおよび追加文字コードの両者に存在する場合には、JISコードをもつ漢字を優先する。

ウ) 辞書に存在する漢字で、JISコードも追加文字コードももたず、かつコードをもつ漢字の異体字でなく、意味上・字形上関連する漢字をもたない場合には、新たに追加文字コードを指定する。

エ) 指定する追加文字が辞書の見出し字である通用字形の場合にはその漢字を、通用字形の異体字である場合にはできるだけ通用字形に置き換えて指定する。

5. 漢字以外の文字（漢字モード文字）は以下のように取り扱う。

ア) 本書名および団体著者名等に発生する○で囲む合成文字は、マルと読む場合には追加文字を使用する。マルと読まない場合および本書名・アクセスポイント漢字データ部分以外で発生する場合は、追加文字を使用せず当該文字を丸がっこで囲む。

イ) ○字以外の合成文字、デザイン文字等については、別の文字に置き換えても意味上の理解が可能な範囲内である場合には、できるだけ別の文字に置き換える。別の文字ではどうしても意味上の表現が不可能な場合に限り、追加文字コードを指定する。

ウ) 中国簡化文字は簡化文字表により対応する漢字に置き換える。対応する漢字が通用字形の異体字である場合には、通用字形を使用する。

エ) ハングル文字については、現行のところ追加文字コードは指定しない。目録対象資料の情報源（本文を含む）の中のハングル文字によらずに表記されている文字を使用するかカナ読みを行う。

6. 異体字等の漢字の字形や意味の判断は、以下の漢和辞典に即して行う。

(1) 大漢和辞典 諸橋轍次著 大修館書店

(2) 新字源 小川環樹〔ほか〕編 角川書店

(図書部図書整理課)

『国立国会図書館蔵書目録 昭和61年～平成2年』

刊行のお知らせ

国立国会図書館の蔵書目録は、既に創設時の昭和23年から昭和60年までの受入れ分について、四期間にわけて刊行されています。

このうち、昭和44年～昭和51年分（第3期）は遡及入力、昭和52年～60年分（第4期）は資料受入れ時に入力したデータを機械編纂して刊行しました。

今回刊行を開始した「昭和61年～平成2年」は、これまでの蔵書目録に続くもので、第5期に当ります。収録タイトル数は、約27万件、総索引を含めて全20冊の予定です。

構成および排列は、国立国会図書館分類表によっています。同一分類項目内は、書名の五十音順に排列しました。

全体の構成は下表の通りとなっています。

編	内 容	刊 行 年 月	定 価
第 1 編	政治・法律・行政・議会・法令資料	平成 3 年12月刊	21,000 円
第 2 編	経済・産業	平成 3 年12月刊	36,000 円
第 3 編	社会・労働・教育	平成 4 年 2 月刊	36,000 円
第 4 編	歴史・地理	平成 4 年 2 月刊	41,000 円
第 5 編	学術一般・哲学・宗教	平成 4 年 2 月刊	20,000 円
第 6 編	芸術	以 下 続 刊	
第 7 編	言語・文学		
第 8 編	科学技術		
第 9 編	家庭・娯楽書・その他		
	書名索引 著者名索引		

なお、発売は紀伊国屋書店です。

1991年全国書誌・J／M統計

号	通号	レコード数	官公庁	民間	ISBN 付与率	号	通号	レコード数	官公庁	民間	ISBN 付与率
1	1784	1,108	21.3%	78.7%	63.1%	26	1811	1,500	15.8%	84.2%	62.9%
2	1785	1,227	12.5%	87.5%	57.4%	27	1812	1,391	13.9%	86.1%	66.6%
3	1786	1,276	13.2%	86.8%	58.7%	28	1813	1,394	16.7%	83.3%	58.8%
4	1788	1,225	20.0%	80.0%	51.6%	29	1815	1,424	15.4%	84.6%	63.5%
5	1789	1,302	22.3%	77.7%	49.3%	30	1816	1,464	15.8%	84.2%	55.7%
6	1790	1,363	13.9%	86.1%	61.0%	31	1817	1,393	12.7%	87.3%	51.5%
7	1791	1,363	12.0%	88.0%	57.7%	32	1818	1,442	12.9%	87.1%	55.4%
8	1792	1,364	12.2%	87.8%	59.1%	33	1819	1,407	13.8%	86.2%	53.4%
9	1793	1,411	15.5%	84.5%	56.9%	34	1820	1,410	18.9%	81.1%	52.6%
10	1794	1,475	12.2%	87.8%	62.3%	35	1821	1,415	14.2%	85.8%	47.3%
11	1795	1,387	8.9%	91.1%	64.8%	36	1822	1,337	16.5%	83.5%	49.1%
12	1796	1,413	17.7%	82.3%	63.2%	37	1823	1,394	18.9%	81.1%	51.1%
13	1797	1,405	11.9%	88.1%	64.4%	38	1824	1,403	14.0%	86.0%	65.6%
14	1798	1,432	8.7%	91.3%	73.1%	39	1825	1,402	13.7%	86.3%	62.8%
15	1799	1,423	10.7%	89.3%	59.6%	40	1826	1,626	12.2%	87.8%	50.9%
16	1800	1,427	10.8%	89.2%	69.1%	41	1827	1,486	16.1%	83.9%	52.4%
17	1802	1,431	10.4%	89.6%	66.7%	42	1829	1,431	18.2%	81.8%	58.2%
18	1803	1,381	15.7%	84.3%	57.0%	43	1830	1,475	13.2%	86.8%	56.9%
19	1804	1,392	12.0%	88.0%	63.4%	44	1831	1,465	22.0%	78.0%	45.6%
20	1805	1,490	12.0%	88.0%	53.1%	45	1832	1,435	15.1%	84.9%	55.0%
21	1806	1,430	17.3%	82.7%	43.6%	46	1833	1,443	14.8%	85.2%	55.3%
22	1807	1,471	16.9%	83.1%	48.2%	47	1834	1,479	11.3%	88.7%	60.0%
23	1808	1,479	18.6%	81.4%	63.2%	48	1835	1,473	18.4%	81.6%	58.5%
24	1809	1,469	14.4%	85.6%	70.0%	49	1836	1,454	20.4%	79.6%	58.9%
25	1810	1,504	15.6%	84.4%	69.1%	50	1837	1,532	19.3%	80.7%	54.5%
1991年合計								70,635	15.0%	85.0%	59.1%

1991年の『日本全国書誌』本編、JAPAN／MARCの号ごとのレコード(タイトル)数とその中の官公庁出版物と民間出版物の占める割合、ISBNが付与されているものの率を掲載しました。

通号1787、1801、1814、1828が欠けていますが、これは『日本全国書誌』索引の号にあたります。

— 問合せ先 — 国立国会図書館 03(3581)2331 (代表) —

日本全国書誌 (図書) ……………	図書部図書整理課	(内) 3502
日本全国書誌 (逐次刊行物) ………	収集部国内資料課	(内) 3157
ジャパン・マーク……………	総務部情報処理課	(内) 2401
印刷カード……………	図書部図書整理課全国書誌係	(内) 3517
国立国会図書館蔵書目録……………	図書部書誌課	(内) 3601
書誌データの内容について		
記述……………	収集部国内資料課	(内) 3015
標目 (著者・書名) ……………	図書部図書整理課著者書名係	(内) 3524
標目 (分類・件名) ……………	図書部図書整理課分類件名係	(内) 3526
出版社の住所の照会について		
図書館から……………	図書館協力部国内協力課図書館サービス係	(内) 5115
民間から……………	収集部収集課納本調査係	(内) 3013

全国書誌通信 (不定期刊) No. 81 1992年3月19日発行

(『印刷カード通信』の改題)

編集・発行 国立国会図書館図書部図書整理課

〒100 東京都千代田区永田町1-10-1 ☎ 03(3581)2331(代)